

法務省 犯罪被害者支援弁護士制度・実務者協議会（第13回） 議事要旨

1 日時

令和5年4月11日 午後5時30分頃～午後6時頃

2 協議会の方法

対面

3 議事要旨

(1) 意見交換

資料「犯罪被害者支援弁護士制度・実務者協議会」取りまとめ（案）（以下「資料」という。）について、意見交換が行われた。

資料1ページ「1 はじめに」の「犯罪被害者等が取り残されることなく、早期の段階から弁護士による継続的かつ包括的支援を受けられるようにするとともに、これに対する必要な経済的援助を行うことを内容とする制度（「犯罪被害者等支援弁護士制度」）の導入が求められる。」という記載について、日弁連から、これまでの日弁連の意見が踏まえられている旨述べられた。

資料4ページ「○ DV等被害者法律相談援助との関係については、（略）丁寧に検討する必要がある。」という記載について、日弁連から、「丁寧に」という評価を入れずに「検討する」とすべきという意見が述べられた。

資料5ページ「(1) 利用要件」については、未成年者や外国人にとっても利用しやすい制度となるように丁寧に検討すべきであることが確認された。

同ページ「(2) 費用負担等」については、日弁連から、被疑者国選弁護人制度等との関係等も踏まえつつ、より利用しやすい費用負担の在り方を検討すべきという意見が述べられた。

同ページ「(1) 他機関・団体等による支援との関係、連携の在り方等」について、犯罪被害者等に必要な支援を提供するため、弁護士と関係機関・団体等との連携を図るべきであることが確認された。

また、同ページ「(2) 担い手である弁護士の数・質の確保」について、犯罪被害者等支援弁護士制度の適切な運用のため、弁護士の数や質の確保を図ることは重要であることが確認された。

(2) 今後の予定等

次回（第14回）の会議は、令和5年4月25日午後3時からと指定され、取りまとめの内容の確認等を行うこととされた。